平成２２年（フ）第１６９号
千葉県東金市極楽寺562番地14
債務者　飯沼千代子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
新潟県上越市中通町11番18号
債務者　市村まさ子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２１４号
静岡県御殿場市竈561番地の１　フレグランス住慎Ｄ203、前住所静岡県御殿場市東山1031番地の11
債務者　東　　義之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
静岡県熱海市下多賀53番地の８
債務者　小松　博之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
静岡県裾野市茶畑685番地の１
債務者　清水　良則
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
静岡県伊東市鎌田583番地の７
債務者　松村　　徹
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
静岡県田方郡函南町塚本90番地の９
債務者　**萩**田　リサ
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６５号
名古屋市名東区香流２丁目1112番地　ハイツ団403号
債務者　菱進商事こと　文本　栄守
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３７号
愛知県春日井市高山町３丁目17番地９　グリーンヒルズ朝宮402号
債務者　渡邊　仁司
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６０号
愛知県知多郡美浜町大字北方字西側１番地１　サニーコート河和Ｂ棟202号
債務者　中村　正勝
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
三重県松阪市久保町502番地　市営住宅Ｃ16―93
債務者　奥野　昌美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５１号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地　府営住宅向河原団地１棟504号、登録原票上の居住地京都府南丹市園部町横田２号88番地　マリッチ横田201号
債務者　前長工業こと梓建設こと前田こと　朴　浩一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
京都府南丹市八木町八木杉ノ前56番地　サンハイツ201号
債務者　澤田　浩貴
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
香川県東かがわ市湊870番地１
債務者　大西　静子（旧姓六車）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１２号
香川県高松市紙町449番地４　コート紙町Ｘ204号室
債務者　土橋　祐介
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４５号
盛岡市上田１丁目13番５号　ミキハウス102号、旧住所盛岡市門１丁目３番５号
債務者　水野　武昭
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４６３号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第10地割26番地４　上愛宕下住宅２―104号、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割175番地１　ネオハイム柴十２号室
債務者　三浦　　忠
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部